

『 社会福祉士の強みを活かした地域共生社会の創造』
～ソーシャルワークが描く未来～

2024年度は、新しい組織体制のもと、「社会福祉の援助を必要とする宮崎県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する」という法人理念に基づき、各種事業に取り組んでまいりました。

昨年度、宮崎県社会福祉士会は会員数620名を超える組織となりましたが、引き続き入会促進を図るとともに、活発な会員活動の企画と参加の促し、会員同士の重層的な繋がり等により、組織がさらなる成長と発展することを目指します。

その過程で必要な事は『原点回帰』だと考えます。いま一度、社会福祉士の倫理綱領や原理に立ち返り基本を見つめなおす。そうすることで、ソーシャルワークの未来の扉を開いていくことが出来るのではないのでしょうか。

私たちは、改めて地域のニーズに応えられる専門職団体としての使命を再認識し、地域共生社会の実現に向けて社会福祉士の役割を果たすことが求められます。会員の主体的な組織運営を確立していくとともに、会のさらなる発展に向けて、ここに2025年度の事業計画を示します。

I. 法人理念

私たちはソーシャルワーク機能を有する専門職団体として、社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする宮崎県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

II. 使命と役割(何のために)

- 1. 宮崎県をフィールドとして地域福祉を実践し、地域共生社会の実現に貢献する。
- 2. 他職種と連携し、宮崎県の福祉施策の充実に寄与する。
- 3. 高い倫理観を保持した、専門的実践力のある社会福祉士を育成する。
- 4. 社会福祉士の社会的認知・信用の向上を図り、会員の活動を支援する。
- 5. 時代のニーズに応じたソーシャルワーク実践に基づく調査研究を推進する。
- 6. 災害(自然災害・感染症)の非常事態にも対応できる体制を整備する。

III. 事業目標(使命と役割を実現するために何をするか)

中期目標 (2023年度～2027年度)	短期目標 (2025年度)
組織強化と運営基盤の安定	①情報発信(HP・SNS等活用、活動の見える化) ②事務局体制の整備(活動のバックアップ体制充実、事務手続きの簡素化、事務局業務の遂行力向上) ③組織強化(財政の健全化・安定化の検討)
会員活動の推進とサポート体制の充実	①会員の活動参加促進に向けた体制の検討 ②意見交換や交流の機会創出の検討 ③ブロック活動の充実・活性化
専門能力の向上とソーシャルワーク活動の推進	①専門能力の向上(研修講師の人材養成) ②ソーシャルワーク実践の共有化と検証 ③関係団体との連携によるソーシャルアクション機能の発揮

◇事務局及び各部門における 2025 年度重点目標

事務局	①事務局の基盤整備(中期計画実施に向けた運営と新体制の整備) ②委員会との連携強化(事業計画・スケジュールに基づき活動推進) ③財政基盤の強化(コスト削減と全国大会に向けての財源確保) ④会員への情報発信(HP・メーリングリストの活用)
受託事業	①受託事業の計画的事業推進に資する体制整備 ②宮崎県・関係機関との連携強化と協働体制の構築 ③活動会員の確保と養成、専門性のレベルアップ ④各事業に関する普及・啓発活動
自主事業部門	①〔第三者評価事業〕評価調査者の人員確保と質の向上(スキルアップ研修等の実施) ②〔福祉サービス利用援助事業〕体制整備と生活支援員の確保 ③〔法人後見事業〕権利擁護部門との連携による体制整備 ④全国大会に関する情報収集・開催に向けての整備
ブロック活動部門	①顔の見える関係作りと繋がり強化 ②非会員や新人社会福祉士への入会促進 ③誰もが参加しやすい魅力的な各ブロック活動の周知を図る
生涯研修部門	①ソーシャルワークの質の担保を目的とした生涯研修機会の創出、及びフィードバック機会の構築 ②生涯研修制度、認定社会福祉士制度の普及啓発 ③認定社会福祉士、スーパーバイザー、講師、ファシリテーターの登用による研修実施体制の整備 ④他部門協働による認証研修実施等、新規組織・委員会等育成支援
実践部門	①司法と福祉委員会の再立ち上げを行い、委員会の運営を行う ②災害支援活動者養成研修(認証研修)の企画・検討 ③災害時迅速に対応できる社会福祉士会への基盤整備(マニュアル検討) ④20代～30代の社会福祉士取得者の会への加入促進の為のアンケート、ヒアリングの実施 ⑤各分野の研修会の開催や全分野共通の学習機会の設定
専門能力向上部門	①社会福祉士による多様な実践の共有を図ることで、ソーシャルワークの新たな可能性を拡大する ②社会福祉士国家試験合格率の向上と合格者への入会促進 ③ソーシャルワーク実習指導者の養成と確保 ④社会福祉士による社会福祉士の支援
権利擁護部門	①成年後見人材育成研修・名簿登録研修の継続実施及び会員に対する研修の実施 ②部会体制の基盤強化 ③ばあとなあ報酬納入規程及び報酬助成金支給要綱の見直し ④内部研修の実施、会員スキルの標準化 ⑤各種団体や機関とのネットワーク構築 ⑥他専門職と連携をした虐待への対応と人材の育成

IV. 事業活動

部門	委員会等	目 的	計 画
事務局	事務局	入会促進と退会の抑制に向け、広報活動や情報発信を積極的に行う。 事務局員の人材確保と体制整備を行い、適切な会の活動と事業運営ができるようになる。 委員会と担当事務局員の連携により、委員会活動が計画的に取り組めるよう働きかける。 事務局職員の担当業務と予算管理の連動を図り、予算の執行状況や執行計画について担当理事や委員長と共有していく。 各ブロック会員の参画・協力を得て、県や関係機関と連携を取りながら、新しい受託事業に取り組んでいく。 ホームページの活用により、会員への参加を促していく。 引き続きペーパーレス・ハンコレスに取り組む。コスト削減を意識しながら、3年後の全国大会に向け財源を確保していく。	①事務局全体会議を毎月開催し、各委員会活動や自主・受託事業について情報共有する。 ②三役会を開催し役員会・理事会の内容検討と、事務局内の体制・課題について検討する。 ③事業計画・スケジュールに基づいた活動が実施できるよう、委員会との連絡調整を密に行う。 ④事業・収支の月次報告を作成し、理事・事務局員への報告を行う。 ⑤年4回の広報誌（そーわちゃん）を発行する。 ⑥ホームページを随時更新し、新しい情報の提供を行う。
受託事業	宮崎県地域生活定着促進事業	高齢又は障害があるため、釈放後の支援を受ける必要がある罪を犯した人、入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活が困難な人に対して、社会復帰と地域生活への定着を支援し、地域に定着できるようにサポートを行い、福祉の増進を図る。 関係機関のハブ機能として、誰一人取り残さない地域共生社会の実現と横断的かつ重層的支援体制整備事業の構築を図る。 円滑な支援実施に向け、刑事司法関係機関、地域の福祉機関等との協働・連携体制やさらなる信頼関係の構築を図る。	非行・犯罪をめぐる諸問題に、新たな地平を開くために、次のことを徹底する。 ①センター業務(コーディネート業務・フォローアップ業務・相談支援業務・被疑者等支援業務)・関係機関との連携及び地域における支援ネットワークの構築の確実な遂行 ②各関係機関(司法・福祉・医療・行政等)との定期的な連絡協議会を開催し、協働・連携③被疑者等支援における弁護士会との連携強化 ③被疑者等支援における弁護士会との連携強化 ④福祉事業者巡回開拓 ⑤精神障害の対象者が増加傾向にあるため保健・医療領域との連携強化 ⑥全国地域生活定着支援センター協議会並びに九州ブロック事業への企画・参画 ⑦普及啓発活動(セミナー開催・地域福祉研修・出前講座・会員向け勉強会) ⑧九州ブロック専門研修会参加 ⑨九州ブロックセンター長会議参加 ⑩毎月定例会を実施し情報共有化を図る

部門	委員会等	目 的	計 画
			⑪県外刑務所との連携
	宮 崎 県 災 害 時 福 祉 支 援 体 制 整 備 事 業	福祉専門職によるネットワークを構築し、大規模災害の発災時に、一般避難所に避難している要配慮者に対する福祉支援が円滑に提供される体制づくりに努める。	①県や宮崎県社会福祉協議会と協働・連携のための会合実施 ②宮崎県災害福祉支援ネットワーク協議会の実施 ③委員会の運営 ④宮崎県社会福祉協議会への研修の引継ぎ ⑤訓練の実施 ⑥地域や関係者への周知活動 ⑦他団体との連携強化
	こどもの権 利 擁 護 環 境 整 備 事 業	令和 7 年 4 月より創設される、こどもの 権利擁護環境整備事業 において、社会福祉士の専門性を生かし、こどもが意見を形成・表明できるよう支援し、こどもの権利が守られる体制の構築を図っていく。	①定例会の開催 ②養成研修の受講 ③一時保護所・児童養護施設への訪問 ④普及啓発活動 ⑤県や関係機関との連携
自主事業部門	福 祉 サ ー ビ ス 第 三 者 評 価 事 業	例年に引き続き、第三者評価機関として施設等がおこなう福祉サービスの質の向上に貢献するとともに、利用者の選択に資する情報提供に努める。 令和 7 年度は社会的養護関係施設の評価機関認証更新時期となるため、滞りなく手続きを進めていく。 また、社会福祉士会の増収にも貢献できるよう、施設に対して第三者評価受審の啓発活動をおこなうと同時に、調査者を増員して受審施設増加に対応できる体制を整えていく。	①県内施設の第三者評価実施 ②(全社協主催)評価事業普及協議会 ③社会的養護関係施設第三者評価調査者養成および継続研修への参加 ④県主催評価調査者養成および継続研修の参加(会員へ新規養成研修受講の積極的促し) ⑤自主研修の開催 ⑥評価調査者全体会議(年 2 回) ⑦社会的養護関係施設の評価機関認証更新(認証更新手続メ切: R7 年 8 月 29 日) ⑧施設への受審啓発活動
	福 祉 サ ー ビ ス 利 用 援 助 事 業	日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用ができない制度の狭間にいる方々に対し、権利擁護支援(預貯金の出し入れや支払い、福祉サービスの利用に関する相談等)を行う。そのために、去年度にプロジェクトを立ち上げ、事業運営に必要な規程等の整備を進めた。	①事業運営に必要な書式等の整備 ②生活支援員として活動可能な会員の募集 ③支援員の養成およびスキルアップ研修会等への参加(事務局・支援員)

部門	委員会等	目 的	計 画
		支援員が加入できる保険等検討していく。	
	全国大会 準備委員会	2028年7月1日(土)・2日(日)開催の全国大会(宮崎大会)に向けて、宮崎県社会福祉士会の特色を活かせるように大枠づくり行っていく。	①実行委員メンバーの募集 ②直近で行われた全国大会レベルの団体とパイプをつくり情報収集を行う。 ③テーマ、メイン講師、費用等の検討
	法人後見 事業	過重な活動が見込まれる案件などを法人後見で受任することで、後見人として社会福祉士が求められるニーズに確実に応えていく。 本会の定款に掲げる「県民の生活と権利の擁護」を実現していく。マンパワーについては、支援員を拡充することで法人後見システムを構築していく。	①受任調整会議の開催 ②被後見人等に対しての意思決定支援を重視した支援の実施 ③関係機関との連携 ④監査の実施 ⑤支援員の確保
ブロック 活動部門	西諸	会員の声を聴きながら、専門知識やスキルの向上、ネットワークづくりにつながる研修を開催していく。 新規会員が増えるように、魅力ある研修や日ごろの業務に生かせる横のつながり作りに力を入れ、活動内容が会員以外にも見えるように発信していくことを意識していく。	①研修会の開催や事例検討会の実施 ②会員同士の交流。日頃の業務に生かせる関係作り、情報交換。 ③新規入会につながる魅力ある会づくり、情報発信
	都城北諸 県	会員同士の「顔の見える」関係性の構築や専門的知識・スキルの深化、さらには地域のつながりの再構築を図るためにも、今後も「コーディネート力を磨く」を活動テーマとして掲げ、オンライン定例会も活用し、より多くの学びとより広いネットワークづくりが構築できる「つながりの場」づくりを推進していく。	①「顔の見える」関係性を構築する会員間における意見交換および学びの充実を目指した研修会の開催 ②地域に「社会福祉士が認知される」活動として、ボランティアフェスティバルへの参加・協力 ③地域や関係機関との「繋がり」を拡充させるための合同研修会の検討 ④「専門的知識の深化」を図るため{こ,社会福祉施策の動向を学び、各関係機関に配置されている社会福祉士との情報交換の機会を検討
	日南串間	会員同士が気軽に意見を交換できるつながりの場を増やし、顔の見える関係を構築する。研修においては、専門的知識を学ぶものに加え、会員自らが講師になるなど、分野を問わず幅広い内容にすることで集まりやすい環境を作っていく。また、SNS	①事務局スタッフとの定例会議 ②事務局スタッフの協力委員募集 ③幅広い分野での研修企画と交流会の開催 ④SNSを活用した情報発信

部門	委員会等	目 的	計 画
		を活用し会員がブロック活動をより身近に感じられるような情報発信を行う。	⑤未入会の資格取得者の入会促進
	西都児湯	同じ社会福祉士として、分野や領域・立場、世代を超えて、顔なじみの関係をつくる。ブロック内での横のつながりづくり、強化を図っていく。	①研修会・グループワーク等を通して、情報や意見交換、交流を促進。 ②アンケート等を通じて、会員の声をひろい、活かしていくブロック活動の実施
	宮崎東諸県	年間計画研修会を3回企画。感染症の状況に合わせて参集形式で企画予定。内容としては倫理・障害福祉・児童福祉などの検討していく。	①研修企画としては7月、10月、3月の時期に企画予定。 ②企画に合わせて5月、8月、12月にブロック委員会を開催予定。 ③企画メンバー増員を予定で5名以上を予定。
	日向入郷	会員の多くが“面白がって”“主体的に”参画し、相談や情報共有など対話が多く生まれるブロック体制を目指す。 また、一人ひとりが社会福祉士として実践に誇りを持ち、実践を共有し、高め合いながら地域で活動できるような、様々なしかけを考えていく。	①役員体制整備（協力員の確保） ②ブロックの名簿整理・連絡体制整備 ③定期勉強会や交流会の企画・開催 ④新規会員獲得に向けた企画・実践⇨積極的な参加呼びかけ、協働実践 ※活動や実践を通じて仲間にする。 ⑤各会員の実践の共有⇨実践報告会開催検討（言語化、可視化） ⑥国・県の要望に応じた研修・勉強会開催
	宮崎県北部	今年度の年間目標を、「県北ブロックにおける居住支援の在り方検討」とし、年間の研修等を企画、実施する。また、昨年度から取り組んでいる、会員が参加しやすい、ブロック活動の運営に努め、さまざまな立場からの意見を募り、よりよい地域づくりを目指していく。	①居住支援についての意見交換（運営委員会及び、研修会等） ②会員への周知についての徹底 ③ブロックの名簿の整理・確認 ④会員外の社会福祉士に対しての研修等の参加を呼び掛け ⑤研修+交流会の実施 ⑥倫理綱領研修の実施

部門	委員会等	目 的	計 画
生涯研修部門	生涯研修運営委員会	基礎研修の運営を中心とした実施体制を整え、会員の自己研鑽の機会を担保する。日本社会福祉士会や認定社会福祉士認証・認定機構との連絡調整とともに、生涯研修スーパービジョン制度や認定社会福祉士制度についての会員への周知を行う。全国生涯研修委員会議及び九州沖縄ブロック生涯研修連絡会議への出席する。九州・沖縄ブロックを中心に実施している移管・認証研修視察を通じた情報収集を行う。その他、基礎研修講師養成研修等の研修への派遣、委員会を開催する。	①基礎研修初回時の懇親会の開催 ②基礎研修修了者に対して、次年度研修のファシリテーターへの就任要請 ③基礎研修の運営に関する記録の作成
	次世代育成委員会	スーパーバイザーの数を増やし、宮崎県社会福祉士会の会員に対しスーパービジョンをソーシャルワーク活動における質の担保および活動の振り返りが行える制度にしていくことを目標とする。並行して倫理綱領を活用しながら、会員全員がソーシャルワーカーとして同じ方向を向いた活動が遂行される組織づくりを目指す。スーパーバイザー、倫理綱領講師の養成研修はもちろん、それぞれのスキルアップ研修に対しても、宮崎県社会福祉士会として積極的にバックアップできる体制を検討する。	①スーパービジョンの円滑な実施 ②スーパービジョンを利用した他部門・他委員会との連携によるソーシャルワーカー育成。 ③会員に対してのスーパービジョン開催の周知徹底。 ④スーパーバイザー養成研修への参加促進。 ⑤倫理綱領をベースとしたソーシャルワーカーの育成。 ⑥倫理綱領講師養成研修への参加促進。
実践部門	司法と福祉委員会	司法とは「法を用いて裁判で判決を下す機能」のことを指す。地域共生社会の実現に向けて、特に自ら制度にアプローチすることが困難な対象者や、法を犯してしまった方等への支援として司法分野における社会福祉士の役割は大きい。社会福祉士が司法分野において、国から求められている「総合的かつ包括的に援助できるジェネラリスト」として活躍していくために、事業を展開していく。	・令和7年度は「司法と福祉委準備委員会」として活動する。活動の流れは以下の通りとする。 ①司法と福祉準備委員会としての委員を集める。(令和7年度上半期までに) 委員選定の方法を決める。(選定基準、人数、応募の仕方など) ②委員選定後、司法と福祉委員会(仮)としての活動内容を策定する。活動内容の案としては以下の通り。(令和7年度は下記の活動内容の1つを実施することを目指す。) ③「社会福祉士が司法分野において知る機会を持つ。」 ④「宮崎県弁護士会と連携し、入り口支援の実際について社会福祉士が知る機会を持つ。」 ⑤「宮崎県弁護士会と連携し、刑事司法を学ぶ機会を持つ。」 ⑥「宮崎県地域定着支援センターの活動内容を社会福祉士が知る機会を持つ。」 ⑦「更生支援計画とは何かを知る機会を持つ。」 ⑧「更生支援計画作成の実際を知る。」

部門	委員会等	目 的	計 画
			⑨「リーガルソーシャルワーク研修の企画・実施」 ①～⑨について、司法と福祉委員会が発足した後(令和7年度下期)に、内容を選定する。
	災害支援委員会	災害時迅速に対応できる社会福祉士会への基盤整備を図っていく。そのため災害対応マニュアル策定、認証研修開催に向けて検討を行う。 多職種・他団体と連携しながら、災害時福祉支援体制整備事業のネットワーク推進やチーム員組成に関与し、事業展開を推進していく。	①災害支援活動者養成研修(認証研修)の実施におけた企画・検討 ②災害時対応マニュアルの検討・策定 ③宮崎県 DWAT に関する協議や研修開催への協力
	調査研究実践推進委員会	若い世代の会員加入率が少ない現状に対し調査を実施。見えてきた課題に対して検討を行い、加入率(組織率)を上げる取り組みにつなげる。	①定期的な委員会の開催 ②社会福祉士を取得している 20～30 代の方へのヒアリング・アンケートを実施 ③上記②から見えてきた現状と課題について検討、対応策を協議
	職域実践委員会	定期的な委員会を開催するため、まずは委員を決め、委員会としての体制を整える必要がある。 体制が整った後、活動目的や目標を内外関係者と共有し、目指すべき方向性の統一を図る。 また、職域を超えた関係性の構築や各団体との連携・強化を図るためにも、多分野との連携協働について学ぶ機会を設定する。	①上半期での委員決定。 ➤児童・高齢・障がい・社協・行政・(可能であれば)困窮分野における委員の選出 ➤内外関係者へ委員会の周知を行い、目指すべき方向性統一を図る。 ②全分野共通の学習の機会設定 例) 多分野協働に関する研修会 職域を超えた交流会 等

部門	委員会等	目 的	計 画
専門能力向上部門	専門能力向上委員会	実践を言語化できる場としてのソーシャルワーク実践報告会, 生存権について学びを深める生活困窮者支援フォーラム, 後進育成を行う実習指導者を養成する実習指導者養成講座, 国家試験合格を目指す方への学習機会を提供する全国統一模擬試験を実施する。 MSAT（宮崎県ソーシャルアクションチーム）の活動を本格的に始動し, 社会福祉士が社会福祉士を支援することを目的とした社会福祉士交流会, 社会福祉士としてソーシャルアクション機能を発揮するための活動を実施する。	①委員会開催 ②ソーシャルワーク実践報告会 ③生活困窮者支援フォーラム ④2025 年度社会福祉士全国統一模擬試験(宮崎・延岡) ⑤実習指導者養成講座 ⑥新人会員交流会 ⑦MSAT 活動
権利擁護部門	ぱあとなあ宮崎運営委員会	会員の成年後見実務を支え合い, 成年後見制度利用促進法で、期待されている社会福祉士の役割を果たすばあとなあ宮崎を目指す。 定例会の開催により, 研修や情報交換、意見交換を行い, 顔の見える関係の中で, 専門職の後見人としての倫理遵守と被後見人等に寄り添う社会福祉士の成年後見業務を実現する。 また, 関係機関等との積極的な連携や協働を果たせるようにしていく。	①定例会の開催 ②部会活動（役割分担）の充実 ③成年後見人養成研修の開催 ④中核機関との連携・支援強化 ⑤法人後見のバックアップ ⑥適切なマッチングのあり方への取組
	権利擁護推進委員会	ここ数年は, 児童, 障がい, 女性等に関する勉強会や研修会を行ってきたが, まだまだ各福祉分野において多くの部分が認知されていないことが多い. そのような中で, 支援を要する方々を支えている機関や団体等から話を聞くことで, 知識や理解が深められるような研修を企画・開催していく. また, 各種支援団体や関係機関等と繋がり, 社会福祉士としてどのように関わり, 専門性を発揮できるか等の検討を行っていく。	①委員会の定期開催（研修企画や勉強会等） ②権利擁護に関する研修会開催 ・参集：他委員会やブロックとの共同開催を予定。 ③他分野との連携 ④各種団体や機関とのネットワーク構築
	虐待対応専門職委員会	虐待の通報（認知）件数が増加しており, 高齢者虐待及び障がい者虐待に関する FAX 相談, ケース派遣, 講師派遣も増加傾向にあるため, 継続的に実施する. 各市長村や地域包括支援セ	①虐待対応専門職チームにおける連絡協議会への出席(年 2 回) ②FAX 相談等に対する対応(随時) ③専門職チーム派遣に関する事前会議への出席(随時)

部門	委員会等	目 的	計 画
		ンターのスキルアップが必要であるが、同時に委員のスキルアップに努める。	④虐待対応に関するケース会議への派遣(随時) ⑤現任研修開催の検討 ⑥虐待対応専門職チーム委員会の開催(年 2 回程度) ⑦委員のスキルアップを目的とした研修企画 ⑧市町村訪問への参加(随時) ⑨弁護士会との連携